

★ 電気通信事業法の改正 ★

スマートフォンなどの契約ルールが変わりました

2016年5月に電気通信事業法が改正されました。
そのポイントはこちらです！



1. 契約書面の交付

新しく契約をするときは、料金、サービス及び解約の条件について説明があります。
また、契約書には、種類、支払い時期、支払い方法、サービス提供の開始時期、有料オプション、キャッシュバック、解約などについて必ず書いてありますので、よく読みましょう。

2. 新しい電気通信サービスの契約を早期に解除する方法は2種類 (1)か(2)が適用されます。

(1) 初期契約解除制度

<例> 光ファイバーのインターネットサービスの契約

- 契約書の受取日又はサービス開始日のどちらか遅い日（いずれもその日を含む）から8日間は理由がなくても解除できる。
- 全ての販売購入形態での契約で解除できる。
- 工事費、事務手数料（上限あり）及び解除までのサービス利用料は支払わなければならない。

(2) 確認措置（※ 総務大臣の認定が必要）

<例> スマートフォンの契約

- 電波のつながり具合が不十分な場合及び法律で決められた説明義務が守られていない場合は、サービス提供開始日（その日を含む）から8日以上経過後に事業者が決めた期間に申し出し、事業者が認めれば解除できる。
- 店舗販売、通信販売の場合に適用される。
- 端末代金も解除できるが、解除までのサービス利用料及び有料オプション料金は払わなければならない。

どちらの解約方法であっても
書面で申し出ましょう。